

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/105/mext_00531.html

2. 国立大学法人と国との関係（自立的契約関係）

（5）会計制度・会計基準 ※P6-P25

（戦略的な目的積立金等への見直し）

現在、資金を積み立てて活用できる仕組みとして、目的積立金制度があるが、これは財務諸表の承認後に承認される仕組みであり、承認されるまでの間は大学側に不安感があるとともに、特に大学自らが獲得した財源についても、その資金留保の確実性が担保されないことに対する懸念が示されている。

したがって、**国は、国立大学法人自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みを作るとともに、法人が自ら獲得した多様な財源を、戦略的に次期中期目標期間に繰り越すことができるよう、目的積立金の見直しを行うべき**である。

このように、国は、社会や市場との対話を通じて新たな投資を呼び込み、資金循環を駆動させることで、経済社会システムを変革することが期待される国立大学法人に相応しい会計制度・会計基準の在り方について、検討することが急務である。

3. 経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

（間接経費収入の執行・運用の柔軟化）

間接経費収入は、国立大学法人が「運営」から「経営」へと変革するに当たり、活用できる貴重な財源となり得る。したがって、**国は、国立大学法人において公的研究費の間接経費収入が中長期の財源として活用できるよう、積み立てて設備更新等に使用可能とするなど、その運用ルールの柔軟化に向けて検討を行い、早期に実現を目指すべき**である。